第５章　調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

第５章　調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第 6 条の規定に基づき「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」の縦覧を以下のとおり実施した。

縦覧期間：平成 25 年 10 月 25 日（金）～平成 25 年 11 月 25 日（月）
縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課
埼玉県東部環境管理事務所
春日部市環境政策推進課
幸手市産業団地整備推進室
杉戸町産業団地拡張推進室
千葉県野田市環境保全課
茨城県境町生活安全課

「埼玉県環境影響評価条例」第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月 25 日（金）から平成 25 年 12 月 9 日（月）まで、調査計画書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けたが、関係住民からの意見はなかった。